



## 特集2 原発はいらぬ

### 大飯原発差し止め訴訟 勝訴の意義と これからの運動

中寫 哲演

#### 「頂門の一針」の判決

画期的な福井地方裁判所の判決後、出された原告団声明（『頂門の一針』英断判決への声明）全文をまずかかってみます。

「5月21日、福井地方裁判所は、関西電力に対して、大飯3・4号機の運転差し止めを命じる判決を言い渡した。

同判決は、原発の『必要神話』や『安全神話』の理不尽な復活と『フクシマ』の意図的な風化に対する『頂門の一針』であり、司法の面目をほどこした英断である。また、世界一の原発密集地帯の福井県において、その地元裁判所によって言い渡された本判決の意義ははかりしれない。とくに『本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなる』が国富の喪失である』という本判決の指摘は、高い倫理性を表

明していて感動的である。

『フクシマ』がまざまざと実証しているように、未来世代にまで及ぶ『人格権』と『環境権』を侵害し、『健康で文化的な最低限度の生活』（憲法第25条）や『生命・生活・幸福』（同13条）を奪い尽くす原発が本質的に違法的な存在であることを、わたしたち原告は公判で訴え続けてきた。

さらに累計50万人をこえた被曝労働者の存在、使用済み核燃料・『死の灰』の増加と後世代へのツケ回し、わが地震列島の動乱期にもなう『第二、第三のフクシマ』連発の可能性などを無視し、そもそも大電力消費圏による過疎地域への原発群の押し付けという差別的な構造を温存したまま、原発の再稼働や延命を容認することははや許されない。原発の海外輸出にたいする倫理的責任も問われている。

ほとんど失われかけていた司法への信頼に大光明を点じた本判決に励まされ、喜びを分かち合いながら、『住民・地方自治と国民主権』（憲法の眼目）の本領を取り戻して、立法や行政に強力にはたらきかけるとともに、地元の原発関連の雇用や経済を転換し、真に安全安心な自然環境と生活が保証される『原発ゼロ社会』を、国内外の広範な市民と連帯しつつめざしていきたい。

2014年5月21日

『福井から原発を止める裁判の会』原告団

## 差別としての大電力消費圏による 過疎地域への原発群の押し付け

判決文の第一項は、250キロメートル圏内に居住する原告（166名）の請求に応じ、被告の関西電力にたいして、大飯原発3・4号機の「原子炉を運転してはならない」と宣告しています。しかし、このことは単に166名の原告や大飯原発のみに限られていないでしょう。

つまり、国内の各原発から「250キロメートル圏内の住民」は、フクシマのような「万一の場合」には被災の当事者となり得る、と。しかもその根拠として、フクシマの過酷な現実と、その渦中で原子力委員会委員長が言及警告した事実を、判決が示していることに留意せざるをえません。

また、判決は明快な実証と慎重な論証をふまえながら、「この地震大國日本において、基準地震動を超える地震が大飯原発に到来しないというの根拠のない楽観的な見通しにすぎない」、「本件原発に係る安全技術及び設備は、万全ではないのではないかとという疑いが残るといふとどまらず、むしろ確たる根拠のない楽観的な見通しのもとに初めて成り立ち得る脆弱なものと認めざるを得ない」と断じています。これまた、大飯原発のみに限定された指摘ではないでしょう。

現在、再稼働ありきを前提に、30キロメートル圏内の住民避難と圏外への避難先の調整

が行なわれています。が、「そもそも大電力消費圏による過疎地域への原発群の押し付けという差別的な構造を温存したまま、原発の再稼働や延命を容認することははや許されない」という前記の原告団声明の一節を、現地住民としては想起せざるをえないのです。もともと、原発マネー・ファシズムに支配されてきた「地元の原発関連の雇用や経済を転換」する努力を怠ってはなりません。

### 私たちは、原発の根本問題に 直面している

「最高の価値をもつとされている人格権」は原発立地圏の住民にも遠隔の電力消費圏の住民にも等しく適用されなければなりません。いまや全原発から250キロメートル圏内の住民が、これまで不問に付してきた原発の根本問題に直面すべきときではないでしょうか。経済的な繁栄、便利で豊かな現代文明を支えてきた原発の「必要神話」。科学技術信仰とそのお墨付きに支えられてきた「安全神話」。立法・行政・司法の三権とも、その両神話に追従し、主体的な判断を放棄してきました。それらの元凶が原子力ムラや原子力行政であることは言うまでもありませんが、広範な都市住民や国民の支持・加担なくして存続しえなかつたことも半面の事実でしょう。かれこれ半世紀に及ぶ「国策民営」の原発推進の帰結が「フクシマ」でした。国策として推進されたかつての植民地支配と侵略戦争の

「『住民・地方自治と国民主権』（憲法の眼目）を取り戻して、立法や行政に強力にはたらきかける」ために、世界最大の原発立地県たる福井県では、西川知事に要請する「再稼働を認めないで」という県民署名を、県下17市町で推進母体を形成しながら展開する準備が進められています。1枚の署名用紙（3名の署名欄）と趣旨を訴えたチラシを全戸に配布、1週間以内に回収する——という小浜方式で。この40年間に小浜市民は、若狭の原発群と誘致派の市長や市議会の多数会派に包囲され



帰結が、大都市空襲、沖縄、広島、長崎であったとすれば、「フクシマ」は「ヒロシマ」に相当するかもしれません。再々稼働への暴走を阻止できなければ、「ナガサキ」に相当する「第二のフクシマ」を覚悟しなければならぬのではないでしょうか。

「『住民・地方自治と国民主権』（憲法の眼目）を取り戻して、立法や行政に強力にはたらきかける」ために、世界最大の原発立地県たる福井県では、西川知事に要請する「再稼働を認めないで」という県民署名を、県下17市町で推進母体を形成しながら展開する準備が進められています。1枚の署名用紙（3名の署名欄）と趣旨を訴えたチラシを全戸に配布、1週間以内に回収する——という小浜方式で。この40年間に小浜市民は、若狭の原発群と誘致派の市長や市議会の多数会派に包囲され

ながら、有権者（24000人）過半数の署名運動などによって、小浜原発や使用済み核燃料中間貯蔵施設の誘致を5度にわたって阻止してきました。再稼働阻止の県民署名運動も至難ではありませんが、その福井県版の試みでもあります。

原発再稼働への暴走というビッグピンチを迎えています。それを「原発ゼロ社会」へのビッグチャンスに転換していくために、さらなる国民的な世論と運動の広がりを切望せずにはいられません。

（なかじま・つえん／福井から原発を止める裁判の会、原告団代表）

## 原子力規制委員会の川内 原発再稼働「決定」を許すな！

天野 恵一

原子力規制委員会が、原発再稼働のための「新規制基準」の適合審査について、九州電力川内原発1・2号機を優先的に審査すると決定したのが3月13日である。これは、今、すべてストップしている全国の原発の中で、再稼働のトップは川内原発だ、という公的な宣言を意味した。再稼働ラッシュの第一歩というわけである。安倍政権は「規制委」の合格が出れば、あらためて政府としての独自の



鹿児島県庁前集会 2014.6.12

判断はせずに、即再稼働と強弁し続けているのだから。私たちはこの間、各原発立地に連絡しあいながら、「川内原発」再稼働を阻止していく、大きな抵抗の運動を、つくりだして行くべく全力で動き出していた。

その動きの最中、「毎日新聞」（7月4日）は、「規制委」は川内原発の安全対策は妥当という「審査書案」を「9日にも示すことが分かった」と報じた。これには私たちは耳を疑った。九州電力が8600ページにもおよぶ「再申請書」を提出したのはつい2週間前の6月24日である。審査は一からやりなおすしかないはずだったのだから。5月29日の私たちが持った対規制庁院内交渉においても、規制庁側の地震・津波・火山の担当者たちは、いったいどうして安全と言えるのかという、私たちの具体的な追及に対して、「まだ審査中だから」と逃げの答弁を繰り返していただけな

のだ。さらに、工事についても、工事費は大きく膨らんだが、まだまったく完了などしてないのだ。

「規制委」は、ここに来て、科学的・客観的安全審査というポーズをかなぐり捨ててしまっているのだ。私たちはその9日に「川内原発再稼働やめろ！全国一斉規制委抗議行動」をぶつけた。原発各立地にある原子力規制事務所（数人の職員がメンバー）への各地での抗議行動と東京の「規制庁」への抗議を連絡しながら「川内原発再稼働NO！」の声を全国一斉に発する行動の第二波である（第一波は5月14日であった）。

この日の「規制庁」前（六本木）には、第一波の時同様、鹿児島（川内）現地の「かごしま反原連合」のメンバーも「九電・川内原発『適合審査（案）』破棄申し入れ」を持参しつつ、抗議行動に合流していた。その「申し入れ」には、こうある。

「この間、『基準地震動』が、安全基準の中心になっていきます。こんなものは、電力会社主導の所詮『架空』の数値です。『基準値』の枠を超えた事例が近年少なからずあることは、先の『福井地裁判決』が指摘するとおりです。『中央構造線』が縦断する『九州島』全体が『巨大な火山島』であり、至る所『活断層』だらけの『地震の巣』であり、『基準値』などなんの助けにもならない『絵空事』です。ここには、阿蘇カルデラ、小林・加久康カ